

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成29年 2 月23日 (木) 午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	市長施政方針説明
日程第 4	総務経済委員会中間報告について
日程第 5	福祉教育委員会中間報告について
日程第 6	建設環境委員会中間報告について
日程第 7 議案第 1 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8 議案第 2 号	湖西市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第 3 号	湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第 4 号	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
日程第11 議案第 5 号	湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第12 議案第 6 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第13 議案第 7 号	湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第 8 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第15 議案第 9 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第16 議案第10号	湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
日程第17 議案第11号	湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第18 議案第12号	湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第19 議案第13号	湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定について
日程第20 議案第14号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
日程第21 議案第15号	湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第22 議案第16号	静岡県市町総合事務組合理約の変更について
日程第23 議案第17号	市道の路線の認定について
日程第24 議案第18号	平成28年度湖西市一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第25 議案第19号	平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第26 議案第20号	平成28年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第27 議案第21号	平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第28 議案第22号	平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第29 議案第23号	平成28年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
日程第30 議案第24号	平成28年度湖西市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第31 議案第25号	平成29年度湖西市一般会計予算

日程第32	議案第26号	平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
日程第33	議案第27号	平成29年度湖西市介護保険事業特別会計予算
日程第34	議案第28号	平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第35	議案第29号	平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計予算
日程第36	議案第30号	平成29年度湖西市水道事業会計予算
日程第37	議案第31号	平成29年度湖西市病院事業会計予算

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年3月湖西市議会定例会を開会いたします。

なお本日、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

---

○議長（二橋益良） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 議案書の受理について申し上げます。3月定例会に市長から提出されました議案は31件でございます。その内容は人事案件1件、条例の一部改正14件、平成28年度補正予算7件、平成29年度予算7件、その他2件でございます。

12月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告事項は終わりました。

次に損害賠償の額の決定及び和解について、市民経済部長から報告がございます。市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それでは地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関しまして行いました専決処分につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

この損害賠償につきましては、昨年12月8日午前7時30分ごろ、新居弁天海釣公園の5番T字堤におきまして、公園の利用者が水面の様子を見ようとして危険表示柵をつかみ、柵の結合部が外れ、湖に落ち、その後低体温症等により5日間の入院を要したものでございます。

このたび、損害賠償として5万7500円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分をさせていただきました。なお、この費用につきましては市民総合賠償保険で全額補填されるものでございます。

今回の事故は、危険表示柵のつなぎ手のねじの欠落が原因でした。今後、日常の点検に加えまして、

定期的に打音検査等を実施し、あわせて施設設置者でございます静岡県とともに情報共有をして、同様の事故を防止するよう、安全対策を図ってまいり所存でございます。以上で御報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

---

午前10時04分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に1番 福永桂子さん、2番 菅沼 淳君を指名いたします。

---

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から3月23日までの29日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。2月24日から3月2日、3月4日、3月5日、3月9日から3月22日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

---

○議長（二橋益良） 日程第3 市長施政方針説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 皆様、おはようございます。湖西市長の影山剛士です。

昨年の12月に市長に就任以来、間もなく3カ月が

経過をしようとしております。まずは先般、当市湖西市の職員が逮捕、起訴されたことに関しまして、市民の皆様を初め、社会に多大な不安と御迷惑をおかけいたしました、信頼を損なったことにつきまして、心よりおわびを申し上げます。

職員には、これまで以上に服務規律の遵守徹底と綱紀の粛正を図り、市政の信頼回復に努めるよう指示をいたしました。

本日ここに平成29年3月定例会が開催されるに当たりまして、新年度に向けた市政運営に臨む基本的な考え方と主要な施策の概要を申し上げ、市民の皆様を初め、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、「次の時代へ全力投球」をスローガンに、子育て・教育は幸福度日本一のまち、まちづくりは人口減少に歯どめをかけ活気あるまち、福祉は日本一思いやりのあるまち、防災は命を守る、産業はエネルギーなまちを目指すことをお約束して、市政の運営に着手をいたしました。

これらはいずれも私が重点事項として取り組むものであり、できることから平成29年度の予算編成に臨んだところであります。また、これらの重点事項の実現に向け、現状と課題を把握するため、就任してすぐに関係部署に出向き、聞き取りを行いました。

財政の事情や制度設計が必要など、一朝一夕にはいかないことも多々ありますが、持ち前の行動力と、これまで財務省等で培ってきた経験を発揮し、一步一步着実に進めていくことを改めて自覚するとともに、今後も初心を忘れることなく、活気あるまちづくりのため、全力投球で市政運営に邁進してまいることが誓ったところでございます。

ここに、市政運営の基本を述べるに当たりまして、まずは平成28年度を振り返ってみたいと思います。

最初に、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう取り組んでおります防災・減災対策につきましては、津波避難施設空白域に対する津波避難施設の整備のため、住吉地区の命山の工事に着手するとともに、日ヶ崎地区津波避難タワーの実施設計と用地取得を本28年度中に完了させるよう進めております。

また、消防活動におけるはしご車の整備におきまして、車両の操縦やはしごの操作等、事前の訓練を行った上で、2月1日から運用を開始しております。

次に教育環境の整備と文化を振興する取り組みにつきまして、新居小学校のガラス飛散防止事業は8月に工事を完了させ、安全を確認しております。

また湖西市民会館の耐震改修事業におきましては、事業費の大幅な増加等の理由により、残念ながら耐震改修事業を白紙に戻し、市民会館の解体に向け、現在準備を進めているところでございます。

次に自然と環境へ配慮した取り組みにつきましては、中之郷地区の未利用市有地約2万5,000平方メートルを利用して行いました太陽光発電事業、湖西ソーラーウェイは、最大出力1,501キロワットの施設として2月に竣工しました。

また衛生プラント施設改修事業におきましては、予定どおり8月に工事が完成し、順調に稼働しているところであります。

次に快適で便利な暮らしを実現するための都市基盤整備につきまして、JR新所原駅の橋上化及び南北自由通路の整備におきまして、11月26日に関係各位御臨席のもと、完成式典を開催し、翌27日から供用を開始いたしました。

急傾斜地崩壊危険区域における災害防止対策につきましては、白須賀宿北地区において、1月に県から区域の指定を受け、本28年度中に県で用地測量と設計まで行われる予定でございます。

次に市民の健康づくりと子育て支援の取り組みにつきまして、子育て支援の拠点である子育て支援センターの環境整備のため、12月には予定どおり空調設備の改修を完了いたしました。

産婦人科医の誘致助成事業におきましては、残念ながら現在までのところ応募がない状況であります。引き続き湖西市内での産婦人科医の確保に向けて取り組んでまいります。

次に安定した生活を支える産業の発展と人材交流の取り組みにつきましては、女性の活躍推進のため、企業等を対象とした講演会、再就職支援のための各種セミナーの開催を実施いたしました。さらに、シニア世代の活躍のためのものづくり人材育成事業、

商工会への委託事業として、テクノフェアによる次世代産業コーディネート事業に取り組みました。そのほか、浜松市と連携した浜名湖観光圏整備事業として、サイクリング事業の環境整備、浜名湖おんぼくの実施、カキ小屋など特産品のPRを行いました。

マイナンバーカード関連では、3月から証明書等のコンビニ交付を開始することにより、市民へのサービス向上とカードの普及促進に取り組んでいるところでございます。

最後に、安定した財源の確保と湖西市を全国に発信する取り組みにつきまして、ふるさと納税の推進事業におきまして、さきの12月末までの9カ月で約4億円の寄附がございました。ここから返礼品等の経費を差し引いた約1億6,000万円をふるさと応援基金へ積み立て、平成29年度予算に繰り入れてまいります。

また、今後の公共施設の老朽化を見据え、その対応に多額の経費が必要となることへの対策のため、中長期的に公共施設のあり方を再構築する湖西市公共施設再配置基本計画を現在策定しているところであります。

豊田佐吉翁生誕150年記念事業におきましては、記念グッズやポスター等による啓発活動に合わせ、昨27年度に作成した日めくりカレンダー等のグッズ販売及び記念行事を行いました。さらに本2月には、テレビ番組の放映と、佐吉翁を名誉市民に推挙する記念式典の開催により、生誕150年をお祝いするとともに、佐吉翁のふるさと湖西市を全国に発信いたしました。

このように、平成28年度は私が市長に就任した年であるとともに、湖西市にとって次の時代に向け新たな一歩を踏み出した節目の年であります。

続きまして、平成29年度予算編成の前提となる社会・経済と国の動向につきまして、昨年6月に閣議決定をされた経済財政運営と改革の基本方針2016、いわゆる骨太方針2016において、「人口減少・高齢化社会のもとでの期待成長率の低下や子育て環境の改善の必要性から、将来にわたって成長力を確保するため、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域の特性に即した課題解

決を基本的視点として、地域が持つ魅力を最大限に引き出し、国及び地方において官民の総力を挙げて地方創生を本格展開する」と示されております。

これらはまさに私の掲げる重点施策そのものであり、当市における地方創生を着実に推進していく必要性を感じているところでございます。

当市の身近な状況といたしましては、市内の企業代表者の方々からは「大企業と異なり、円安のメリットを十分には享受しにくい中小企業においては、投入価格の上昇を生産価格に十分には転化できないため、収益が圧迫をされてしまい、景気の変動について大きな変化は見られない」等の意見を伺っており、景気回復の波が地方に届くには、まだ幾分か的时间が必要であることを強く感じるとともに、市財政におきましても税率変更等による法人市民税の減収により、平成29年度も厳しい状況が続くと認識をしているところでございます。

このような社会・経済情勢ながら、私が初めて手がける平成29年度の予算編成におきましては、幸福度日本一のまちづくりを目指し、まずは子育て支援の充実を念頭に、新・湖西市総合計画に示された7つの目指すまちの姿に向かって、選択と集中の考えのもと、地方創生施策の戦略的な展開のための予算を作成いたしました。

平成29年度当初予算額は、一般会計213億5,000万円、特別会計127億7,038万8,000円、企業会計58億7,130万6,000円、全会計合計で399億9,169万4,000円となり、前年度と比較をして1.4%、約5億5,000万円の減額となりました。

一般会計において、歳入の根幹となる市税の合計は、前年度とほぼ同額となっております。

国庫支出金や市債につきましては、新所原駅南北自由通路や衛生プラント改修工事の事業完了等に伴い、前年度より減額となっております。

また、地方交付税の中の普通交付税につきましても、合併算定がえの激変緩和期間の3年目を迎え、前年度より2億3,000万の減額となっております。

次に寄附金につきましては、引き続きふるさと納税制度を強力に推進することで、平成28年度予算と同額を見込みました。

歳出では、衛生プラント改修事業等の完成により、普通建設費が減少となりますが、一方で福祉や医療などの社会保障費は増加傾向となっております。

本予算案について、地方交付税の合併算定がえが終了する平成32年度の財政を見据え、歳入に見合った歳出構造を意識し、市民の皆様が望む、今必要な行政サービスの充実と、将来にわたって持続可能かつ魅力あるまちの実現に向けての事業や諸施策のため、可能な限り予算を配分いたしました。

次に、新年度予算案であります。私が掲げました5つの旗と、本年度中間見直しを行いました新・湖西市総合計画の7つのまちの姿に沿って御説明を申し上げます。

まず1つ目の「子育て・教育への支援による、幸福度日本一のまち」につきましては、新・湖西市総合計画の「ひとが育つまち」の中での民間保育園等施設整備への補助を行い、安心して当市の未来を担う子供たちへの保育ができるように努めてまいります。

また新居中学校校舎ガラス飛散防止事業と鷺津小学校昇降口地震補強改修事業にも着手してまいります。

さらに、「ふれあいあふれるはつらつとしたまち」の中でのこども医療費助成事業におきましては、私の公約の一つでありました中学生までの医療費無料化を平成29年度から実施いたします。

次に2つ目の「人口減少に歯どめをかけ、活気あるまち」につきましては、まずは「調和のとれた便利なまち」の中での新所原駅周辺まちづくり事業におきまして、11月に完成いたしました新所原駅南北自由通路と橋上駅舎に引き続き、北口駅前広場を完成させるとともに、鷺津地区の主要道路であります都市計画道路鷺津駅谷上線の歩道未整備区間の事業の早期推進のため、用地測量業務を行ってまいります。

また、昼夜間人口の差の解消を図るためにも、市民の皆様のご関心も高い、快適な居住環境の創出や、市街化区域と調整区域の線引きの見直しなどによる定住化の促進につきまして、有効な対応策の調査研究を進めてまいります。

さらに、公共施設マネジメントの推進のため、公共施設再配置個別計画の策定に取り組むとともに、重点課題と捉えております湖西病院の機能の充実と経営改善や、市民会館の早急な再整備等につき、効率的で有益な施設の管理や整備を計画的に進めるべく、予算の確保により、可能なところから実現に向け着手してまいります。

3つ目の「日本一思いやりのあるまち」につきましては、「ふれあいあふれる、はつらつとしたまち」の中での介護施設等整備事業におきまして、地域密着型小規模特別養護老人ホーム整備への助成を実施いたしますとともに、平成25年度以降の運転免許証自主返納者には、市が運営するコミュニティバスを2年間無料で利用できる乗車券を交付する事業を開始いたします。

4つ目の「命を守る防災」につきましては、「安心して暮らせるまち」の中での地震対策事業におきまして、上田町地区特定利用斜面保全事業及び住吉地区命山整備事業の推進を図るとともに、日ヶ崎地区津波避難タワー整備工事に着手いたします。また、宿北地区急傾斜地崩壊対策事業におきましても継続して取り組んでまいります。

5つ目の「エネルギー豊かなまち」につきましては、「調和のとれた便利なまち」の中での組合土地地区画整理事業におきまして、（仮称）浜名湖西岸地区土地地区画整理事業の実現に向け、浜名湖西岸土地地区画整理組合設立準備委員会に対して、調査等の技術支援を行うとともに、道路改良において国道1号浜名バイパス大倉戸インターチェンジから区画整理事業地へのアクセス道路となる都市計画道路松山茶屋松線の整備を推進し、新産業都市の構築を目指します。

また、「産業の発展や交流による活力あふれるまち」の中での企業立地促進事業や勤労者定着促進事業に力を傾注してまいります。

さらに観光資源の活用による観光客の誘致促進として、「歴史・伝統・文化を生かし、次世代に継承するまち」の中での新居関跡保存整備事業としまして、女改め長屋復元整備工事のための実施設計に着手いたします。

また、これらの事業とあわせて市民の皆様の安全安心を守り、資源循環型社会を構築するため、「自然と環境に配慮したきれいなまち」の中では、今年度、全国花のまちづくりコンクールで優秀賞を受賞しました花いっぱい運動を、市民の皆様とともにさらに盛り上げてまいります。

私の掲げました5つの旗と新・湖西市総合計画の基本方針である7つのまちの姿に即しまして、平成29年度一般会計予算案の主な取り組みについて御説明を申し上げます。

今後も、社会保障経費の増加や公共施設再配置等による施設の投資的経費の増加が見込まれますが、市民の皆様とともに中長期的な湖西市の将来ビジョンを描き、直面する課題に的確に対応し、次の時代へ全力投球してまいりますので、皆様方の御協力を賜りたいと存じます。

以上、平成29年度に向け、私の市政に対する基本的な姿勢を述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第4 総務経済委員会中間報告についてを議題といたします。

総務経済委員会より、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。総務経済委員長 加藤弘己君。

〔総務経済委員長 加藤弘己登壇〕

○総務経済委員長（加藤弘己） 9番 総務経済委員長の加藤弘己でございます。

ただいまから総務経済委員会の中間報告をさせていただきます。お手元に配付してあります総務経済委員会中間報告書をごらんください。

当委員会では、男女共同参画について調査研究を行ったので、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をさせていただくものであります。

湖西市においては、男女共同参画社会の実現に向けて平成27年4月1日に湖西市男女共同参画推進条例を施行したことにより、総合的かつ計画的に推進する指針が示され、取り組みは少しずつ推進されて

いますが、推進体制や条例の表現・構成など課題も多く存在しております。このことから、当委員会では男女共同参画について調査研究を行うことといたしました。

調査研究等の経過につきましては、2ページ目に記載の表のとおりでございます。

3ページから9ページにかけて、管外所管事務調査の概要を記載しています。平成27年10月13日に東京都調布市、平成28年8月24日に埼玉県越谷市、8月25日に埼玉県川口市において実施いたしました。

調査した項目は、報告書中、男女共同参画推進に関する動き、各市の男女共同参画推進プラン・計画の位置づけ、男女共同参画推進条例について、男女共同参画を推進する体制と区分してまとめているので、詳細につきましてはお手元の中間報告書をごらんください。

10ページからは湖西市の現状と確認と課題について考察しています。湖西市の男女共同参画を推進していく上での課題として、男女共同参画に関する各取り組みについて3点、男女共同参画推進条例の表現及び構成について2点を挙げました。

まず男女共同参画に関する各取り組みについて、1点目の課題は推進体制です。男女共同参画について、市民にはまだまだ浸透していないと考えられることから、男女共同参画の理念を根づかせるための全市的な推進体制が不十分であると言えます。男女共同参画を率先して推進する立場である市は、担当部署の枠を超えて全ての職員が男女共同参画の推進員という意識を持つことが必要です。また、市民自身も男女共同参画を推進する一員として、広報啓発活動を行う仕組みがあれば、より強力に推進が図られると考えます。

湖西市男女共同参画推進条例第26条第2項には、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができるとうたわれていますが、現在は設置されていません。

2点目の課題は、意思決定機会における男女共同参画です。第3次湖西市男女共同参画推進計画では、行政の政策決定過程や地域活動など多くの分野において男女が対等に参画することが十分に実現されて

いないことが挙げられております。例えば自治会、自主防災会など、男性が占める割合が高い傾向にある分野への女性の積極的な登用が必要であり、特に防災面においては男女双方の視点を取り入れた対策をとることが必須です。

3点目の課題は、働く場における男女共同参画です。ライフスタイルの変化や多様な働き方がふえている現在の社会では、女性が活躍できる職場環境の整備はもちろん、男性が家庭生活に積極的に参加することができる環境も整備されることが必要ですが、男女共同参画に関する市民意識調査を見ると、この取り組みは依然としておこなわれていると考えられます。

次に、男女共同参画推進条例の表現及び構成について、1点目の課題は、条例第3条第6項についてです。本会議や委員会の審査の過程でも多く意見が出たとおり、妊娠・出産等に関しては男女がお互いを尊重して決定していくのが本来であり、現在の条文は表現が強いのではないかと考えられます。

2点目の課題は、条例の構成等についてです。視察した各市の条例は、基本的な条項を定め、簡潔な構成であり、詳細については規則等でまとめられていました。湖西市には現在、規則等はないため、詳細事項も全て条例に含まれております。

以上のことから、現在湖西市が抱える課題を解消するため、当委員会から次の項目について提言をいたします。提言内容は15ページからとなっております。

1、男女共同参画推進のための各取り組みをさらに進めること。その①男女共同参画地区推進員の設置。男女共同参画の意識がもっと市民に浸透するよう、人権尊重や男女共同参画に関する広報・啓発活動等をさらに推進する必要がある。男女共同参画は全市的に取り組むべき課題であり、既存の組織体系、所管業務に捉われず、多面的に取り組む必要がある。また市民自身も男女共同参画推進に主体的にかかわっていくことが必要である。

湖西市男女共同参画推進条例第26条第2項には、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画地区推進員を置くことができるとうたっているのが、現在では設置されておられません。このため、

市は組織を横断して地域へ働きかける地区推進員を設置し、広報・啓発活動の充実を図るとともに、市民も推進員を務める仕組みを整備することで、相互の連携を高め、課題への取り組み体制を強化すべきである。

②としまして、防災活動や防災に関する意思決定機会への女性参画の促進と男女双方の視点に立った取り組みの推進です。男女がさまざまな分野の意思決定機会に対等に参画することは非常に重要である。特に災害時の避難所運営における、乳児を抱える女性や女性特有の問題についての配慮など、防災面における男女共同参画の推進は急務である。

③働く場における男女共同参画の推進。ワーク・ライフ・バランスの実現については、国の第4次男女共同参画基本計画においても目指すべき4つの社会の1つに位置づけられていることから、取り組みを強化する必要があります。ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を継続して行うとともに、男女の多様な働き方を可能にする環境整備の推進事業を強化すべきであります。

大きい2としまして、男女共同参画推進条例の条文の表現の見直し、条項整理を行うこと。

①としまして、条例第3条第6項の表現の見直し。条例第3条第6項では、「女性みずからの決定が尊重され」と規定されている。湖西市男女共同参画推進計画の基本理念が目指す「男性も女性もあらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち合い、支え合いながら、みずからの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現」のためには、この条文の表現を見直すべきであると思います。

②としまして、条例全体にわたる条項の整理です。全4章、35条にわたっており、条例として複雑である。本条例は理念条例であることから、簡潔にまとめられていることが望ましい。

平成28年3月定例会一般質問での市長答弁において、「誰もが理解でき、親しみのある条例にすることが男女共同参画の推進につながると認識して、現在、市民の意見を聞きながら検討しております」と述べられております。

また管外所管事務調査において調査した越谷市



(29条)、川口市(18条)では、細部については施行規則や各要領などで定められている。

このことから、条文の項目について整理・見直しを行い、細部について男女共同参画審議会に諮った上で、規則等を定めるべきであると思います。

以上のことにつきまして、今後の市政運営の参考としていただきたく存じます。ぜひ検討いただけますようお願い申し上げます。

以上で総務経済委員会の中間報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(二橋益良) 報告は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第5 福祉教育委員会中間報告についてを議題といたします。

福祉教育委員会より、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。福祉教育委員長 竹内祐子さん。

[福祉教育委員長 竹内祐子登壇]

○福祉教育委員長(竹内祐子) 10番 福祉教育委員長の竹内祐子でございます。

ただいまから福祉教育委員会の中間報告をさせていただきます。お手元に配付してあります報告書をごらんください。

当委員会では、保育園の入所待ち児童の解消について調査研究を行ったので、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をさせていただくものであります。

初めに、当委員会では所管事務調査をしていく中で、保育園の入所待ち児童の解消については、最も早急に取り組む課題であることと判断し、調査研究を行うことといたしました。

調査研究等の経過につきましては、2ページ目に記載のとおりでございます。

3ページからは調査研究した内容の報告をいたします。国・県の主な動向について、3ページ目には記載しております。国は、法改正により、市民ニーズが高まる保育環境の充実に民間の力を活用するという方針を示しております。

4ページからは湖西市の現状です。当市の保育園

の入所待ち状況は、入所の希望が年々増加している一方、幼稚園は定員割れをしています。当委員会では、昨年5月に現在子育て中の保護者へ調査し、こども園のように長時間預かってもらえる施設を利用したいなどの意向を把握しました。湖西市子ども・子育て支援事業計画では、5年間で入所待ち児童が解消されることとなっておりますが、子ども・子育て支援の方針も具体的な実施計画もいまだ示されていません。

6ページは、湖西市の取り組みであります。詳細は表のとおりでございます。

7ページからは管外所管事務調査の概要を記載しています。平成27年10月13日には、千葉県習志野市のこども園化についてをテーマに調査してまいりました。習志野市では、国よりも早くから多様な市民ニーズの対応として、幼保一元化に向け、行政改革とあわせ目的に沿った庁内組織の再編などを行うなどして幼保一元化を推進してまいりました。平成9年度の行革計画で定員割れしている幼稚園、保育園の統廃合についての検討から始まり、平成15年度にはこども園構想、平成19年度には平成26年までのこども園化と施設私立化の構想を発表し、長期にわたり幼保一元化に向け計画的に実施されてまいりました。

また、平成28年10月27日には石川県小松市へ、保育施設の民営化及びこども園化についてをテーマに調査してまいりました。小松市では、民営化の後押しをする補助制度、対象児童や地域に対するケアについては、長時間をかけ慎重に検討する中で、公立を残すことも視野に入れ、議会とも合意形成を得ながら事業を進めてまいりました。民営化への移行に当たり、初年度は正規職員の半数を移管先の法人へ派遣することで、子供への安心感を確保し、また土地については一定期間の無償貸与、建物については無償譲渡としています。詳細はお手元の資料のとおりです。

11ページからは公立施設の民営化・認定こども園化について考察しています。

近年、湖西市では核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の住民から子育てに関する助言や指導が受けられず、不安や困難

を抱える保護者がふえています。また女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性がふえ、共働き世帯の増加により、低年齢児からの保育の需要も高まっています。

本市の幼稚園、保育園の状況は、幼稚園の入所希望者は減少している一方、保育園への希望者が増加しており、入所待ちの状況が続いています。そして保育時間のさらなる延長や一時保育、病児・病後児保育などに対する要望も多くなっています。また、施設の老朽化も進んでおり、多様化した子育てニーズに対し、子供が安全で安心して過ごせる環境を構築する施策こそ、早急に取り組むべき課題であります。

以上のことから、湖西市子ども・子育て支援事業計画の基本目標の一つである社会全体で子育て家庭を支えるまちづくりを進めるには、公立幼稚園及び保育園の民営化または認定こども園化への検討が必要と考え、メリットとデメリットを勘案しました。

まず、民営化のメリット1点目は、運営・建設費に対する市の財政負担が軽減であります。現在、公立施設には国・県からの財政支援がありません。民営化した場合には、国・県からの財政支援があるため、市単独で運営するよりも市の財政負担が軽減されます。

2点目は、市民の多様なニーズに合った保育が可能であります。市の施策にかかわらず、独自の保育方針を打ち出せるため、市民の多様なニーズに合った保育運営が行え、また競争原理も働き、保育の質の向上が望めます。

民営化のデメリット1点目は、経営の安定性です。母体団体などの経営状況により、施設の経年劣化による改修が行えず、児童の安全安心で快適な保育環境が確保できない。また保育園ができなくなる可能性もあります。

2点目は保育料以外の経費負担であります。多様なサービスを受けることができるため、保育料以外のサービスを受けた場合、保護者の負担がふえることが考えられます。

3点目は保育士の確保です。多様なサービスにより、一定数の保育士の確保が必要になります。

次に、認定こども園化のメリット1点目は、施設管理費などの市の財政負担が軽減であります。現在、市内保育園のニーズが高まっていますが、公立幼稚園は在園児の減少により、空き教室があります。また国・県の財政支援が廃止となっているため、統合することで施設管理費などの市費は軽減できます。

2点目は異年齢の交流ができるであります。ゼロ歳児から就学前の幼児までの幅広い年齢の子供同士が一つの空間を共有するため、異年齢の交流ができ、上の子は下の子に思いやることが学べます。

3点目は共通の教育・保育です。3歳児から就学前の幼児までが就学に向け、共通の教育を受けることができます。

続きまして、認定こども園化のデメリット1点目は、保護者の行事参加、PTA運営など、保護者同士の意識のずれ違いが生じるおそれがあり、運営のあり方、行事の開催の仕方など、調整が必要になります。

2点目は幼稚園、保育園単独により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格、両方を持った方を多く確保する必要があります。

以上のことから、現在、湖西市が抱える課題を解消するため、当委員会からは提言をいたします。提言は13ページです。

湖西市の子ども・子育ての未来像を明確にし、市民にわかりやすく、見える「保育園の入所待ち児童の解消」について、民営化も視野に入れた方針及び中長期計画を早急に策定すること。

現在、保育園の入所待ち児童の解消について、市民が知り得る施策や計画は、新・湖西市総合計画及び湖西市子ども・子育て支援事業計画のみであります。新・湖西市総合計画には、施策の方向として保育園の入所待ち解消及び施設整備、耐震化、施設の老朽化などを含む再編計画を策定し、事業を推進していくとし、また湖西市子ども・子育て支援事業計画では、具体事業の方向性として公立の幼稚園及び保育園の認定こども園の移行について検討すると掲げておりますが、詳細な計画などは市民に見えていません。今後さらなる複雑多様化する生活環境の中で、安心して子供を預けられる環境を整えるために、

人口動態、子育てニーズ、施設の整備などを勘案した方針及び中長期計画が必要であります。

また、早急に対応・検討されたい事項を次に挙げるので一考されたい。

保育需要の高い地区の岡崎幼稚園と、給食室が完備されている新居幼稚園の認定こども園化。保育園の需要は高いが施設の老朽化が著しい鷺津保育園は、湖西市公共施設再配置基本計画をもとに施設整備の検討。以上につきまして、ぜひ御検討いただきますようお願い申し上げます。

以上で福祉教育委員会の中間報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第6 建設環境委員会中間報告についてを議題といたします。

建設環境委員会より、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。建設環境委員長 豊田一仁君。

〔建設環境委員長 豊田一仁登壇〕

○建設環境委員長（豊田一仁） 12番 建設環境委員長 豊田一仁です。

建設環境委員会では、畜産臭気の解消及び住宅用地の確保について調査研究を行いましたので、会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行います。お手元に配付してあります建設環境委員会中間報告書をごらんください。

第1ページ、初めにでは、調査研究のテーマ選定の理由を述べております。まず畜産臭気に関しては、平成27年度に実施された新・湖西市総合計画中間見直しのための市民意識調査、市民まちづくりアンケート報告書の中で、湖西市に住み続けたいと思わない理由として、悪臭が気になるとの回答者が22.4%に上ることから、市内の畜産臭気の問題はまだまだ改善・解消されるに至っていない状況であると考え、この問題の解消についての調査研究を行うことといたしました。

また住宅用地の確保については、人口減少社会の到来を迎え、特に市街化調整区域において地区の住

民から人口の増加や集落の維持を求める声が上がっていることから、調査研究を行うことといたしました。

委員会の調査研究等の経過につきましては、2から3ページに記載のとおりです。

次に4ページをごらんください。調査研究内容について記載しております。

まず畜産臭気の解消について、湖西市の現況を整理いたしました。臭気測定や臭気モニタリング、事業者への補助や新資材の試験導入など、規制と対策の両面から対応をしてはいるものの、前述のとおり、いまだ改善・解消されるに至っていない状況であることを示しております。

8ページ以降では、臭気問題についての管外所管事務調査の概要について述べております。

一般財団法人畜産環境整備機構畜産環境技術研究所の調査では、畜産臭気の特徴について科学的なアプローチを行いました。また悪臭対策の事例解説を通じ、湖西市での導入可能性を検証してまいりました。このほか、当市の規制基準である臭気指数15及び18の臭気サンプルによる臭気も体感いたしました。

山形県米沢市では、市内の広範囲にわたる臭気問題を解消するために設置された悪臭問題特別委員会の活動を調査いたしました。この特別委員会では、複数部署にまたがる市当局との協力体制の構築だけでなく、原因事業者や地域住民などの関係者との意見交換、現地視察による改善計画や実施状況の確認が随時行われ、市と市民、事業者との間に入り、中間的存在として最後まで特別委員会がパイプ役を担っておられました。

続きまして13ページをごらんください。

住宅用地の確保について、湖西市の現況をまとめ、分析をいたしました。現行の制度には区域区分制度のもと指定大規模既存集落制度や地区計画制度などの住宅用地の確保策がありますが、それぞれに課題が見られ、制度が十分に活用されていないのか、今日の社会状況にそぐわないことが指摘できます。

管外所管事務調査の概要については18ページ以降に記載しております。市街化区域と市街化調整区域の線引きを廃止した岡山県笠岡市と京都府綾部市に

赴き、それぞれ調査をしまりました。両市とも市の強力な推進のもと、住民を巻き込んで事業に取り組み、関係機関との調整も粘り強く進められました。また、線引き廃止後の乱開発を防ぐため、それまでの調整区域を従来の一律的な建築制限から、地域の特性に応じたゾーニングによる建築制限へと変更し、良好な居住環境や営農環境の保全に努められていました。

特に、綾部市においては地域住民がまちづくりに参加できるシステム構築のため、地区レベルのまちづくりルールを独自に定めることができる制度が導入され、市民協働のまちづくりを推進する体制が整えられていました。

これらの調査結果を踏まえ、現在、湖西市が抱える課題を解消するため、当委員会としては次の項目について政策提言をいたします。25ページをごらんください。

1、畜産臭気の解消について。その1、敷地境界での臭気測定を徹底し、環境課と農林水産課、事業者との連携を高めること。

現在、臭気測定については、市民からの苦情に基づき、当該地域の中で特に悪臭が強く感じられる箇所において測定がなされている。悪臭防止法第4条では、当該事業所の敷地の境界線の地表における規制基準と記載されており、市の運用では適正な基準値の測定が徹底されているとは言いがたい。実態把握を目的とした敷地境界での計測実績はあるものの、適正な運用が徹底されていないため、事業者自身も対策の効果を客観的に知ることができない状態が続いている。

市としても、各種施策の効果を十分に検証することができず、悪臭に対する苦情件数のみを施策の評価基準としてきたところである。

環境基準に基づく規制を担う環境課と、産業の振興を担う農林水産課、また畜産事業者とが相互に連携を高め、適正に測定された基準値を初め、種々の情報を共有することで、市の施策や事業者の対応を適宜検証しながら総合的に取り組むべきである。

その2、悪臭防止法第4条に基づく臭気指数の規制基準を見直すこと。

畜産環境技術研究所では、生活様式の変化に伴い、現代の日常生活の中に存在する悪臭物質は減少しており、においに対する拒否反応や抵抗が強くなっているとの研究報告を受けた。

市が、市民の苦情を受けて行った臭気測定では、いずれも測定値は規制基準を下回る結果であったと報告されている。一方で、平成27年度に行われた臭気測定では、事業所の敷地境界に極めて近い地点での測定値が基準値未満であるにもかかわらず、周辺住民から苦情が寄せられたケースも見受けられる。このことは、基準を満たす測定値であっても、悪臭を強く感じることの裏づけであり、規制基準の採用値の適正性を疑わざるを得ないものである。

以上のことから、快適な生活環境を保全するため、近隣市町の実態等を踏まえ、臭気指数の規制基準を実効性のある数値に変更すべきであると考えます。

その3、従来の悪臭対策に加え、多面的な角度から課題解決を図ること。

湖西市における悪臭問題の起源は古く、長年指摘され続けてきた問題であるにもかかわらず、現状では解決に至っていないと推察される。今後は、従来の発想にとらわれない新たな視点も含めた施策の研究や、関係機関と連携しての情報収集のほか、平成27年度から試験運用中の臭気対策資材の検証作業を進めるなど、多面的な角度から課題解決に取り組む必要がある。

同時に、市の施策や事業者の取り組み状況等について、広報の充実を図り、市民の理解と協力を得られるよう努めることが重要である。

27ページをごらんください。2、住宅用地の確保について。その1、区域区分制度の廃止と湖西市の実情に合わせた新たな都市計画の手法について検討すること。

現在の湖西市は、JR新居町駅、鷺津駅、新所原駅を中心にそれぞれ市街地が形成されており、高度経済成長期に実施された区域区分の設定は無秩序な乱開発の防止という目的に対し、一定の効果を果たと言える。しかしながら、本格的な人口減少社会を迎えた現代では、中心市街地におけるドーナツ現象や、郊外部の既存集落の衰退が顕著となっており、

制度開始当初に担っていた役目はその必要性を欠いている。

コンパクトシティ構想による効率的でスリムな都市形成の必要性を認める一方で、既存集落の維持や営農環境の保全もまた必要不可欠であり、今後の都市計画を考える上では地域の実情に配慮し、その特性に応じたきめ細やかな都市計画がなされることが重要である。これまでの区域区分制度による一律的な建築制限を廃止し、地域住民みずからがまちづくりの担い手となれるようなシステムを構築するため、新たな都市計画の手法について抜本的な見直しが必要と考える。

以上の4点の提言項目につきまして、今後の市政運営の参考としていただきたく存じます。ぜひ御検討いただけますようお願いいたします。

以上で建設環境委員会の中間報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

ここで、ただいま各常任委員会から報告がありました中間報告について、湖西市議会から提言書として市長に提出したいと思います。

提言書の準備をさせていただきますので、ここで暫時休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解き、会議を再開いたします。

市長、恐れ入りますが中央にお進みください。あわせて各常任委員長も前にお進みください。

〔議長・3常任委員長、市長

提言書受け渡し〕

○議長（二橋益良） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第7 議案第1号 湖西市固定資産評価審査

委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第1号につきまして御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために各市町村に置かれているもので、本市の委員は3名、任期は3年となっております。

今回、佐原弘恭委員の任期が平成29年3月31日をもって満了となります。佐原委員には、平成20年から委員に就任をいただいております。地域の人も厚く、また固定資産の評価に関する研さんも積まれておられますことから、適任者として引き続き選任をいたしたいと存じます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第2号 湖西市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第2号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴うものであります。

マイナンバー法において、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定が追加されたことに伴い、湖西市個人情報保護条例第2条第6号の情報提供等記録の定義を改正するものでございます。また、情報提供等記録を訂正した場合の通知先に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加するとともに、マイナンバー法の改正に伴う条ずれを解消しようとするものであります。

この条例は、マイナンバー法の施行日に合わせ、平成29年5月30日から施行するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第3号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第3号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法や事務根拠法などとの整合を図るため、改正をするものであります。

詳細につきましては企画部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 企画部長に補足説明を求めます。企画部長。

〔企画部長 片山彰宏登壇〕

○企画部長（片山彰宏） 補足説明させていただきます。

初めに、条例本文の改正についてであります。第1条及び第5条1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改め、マイナンバー法改正に伴う同法からの引用号数を整理するものであります。

次に、条例別表第1の改正についてであります。湖西市重度障害者（児）医療費助成規則との整合を図るため、同表の1の項中「重度心身障害者（児）」を「重度障害者（児）」に、マイナンバー法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定される内容に合わせて、同表の3の項中「保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を「生活保護の措置」に、湖西市子ども医療費助成条例の一部改正に伴う引用号数整理のため、条例別表第1の4の項中「第2条第3号」を「第2条第1号」に改めるものであります。

次に、条例別表第2の改正についてであります。同表の2の項中「重度心身障害者（児）」を別表第1の改正と同様「重度障害者（児）」に改めるものであります。

次に、条例別表第3の改正についてであります。同表の1の項及び2の項中「保護の決定及び実施又は徴収金の徴収」を別表第1の改正と同様「生活保護の措置」に、マイナンバー法別表第二との整合を図るため、「援助に関する事務」を「援助に関する情報」に、マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正に合わせ、条例別表第3の3の項で規定する特定個人情報に、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報を加えるものであります。

なお、附則はこの条例の施行期日の規定でございまして、別表第1の4の項の改正規定は平成29年4月1日から、第1条及び第5条第1項の改正規定は平成29年5月30日から、その他の改正規定は公布の日から施行しようとするものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第4号 地方

公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第4号につきまして御説明を申し上げます。

平成28年12月2日、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されました。

具体的な内容としましては、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得を可能にすること、3年の期間内において介護のために1日につき2時間勤務しないことができる介護時間の新設等を行うものであります。

本市におきましても、情勢適応の原則に基づき職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、国の法改正に準じた改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

議案書の10ページから14ページまでをごらんください。参考資料は15ページからとなります。

まず第1条、湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。第8条の3の改正は、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものでありまして、従来までの法律上の子や養子に加えて、養子縁組の前段階として里親である職員に

委託されている児童等を子に含めるものであります。

第8条の4第4項の改正は、介護を行う職員が請求した場合には、公務の運営に支障がない範囲で時間外勤務を免除するものであります。

第15条の改正は、介護休暇の取得可能な期間を3つの期間に分割して取得できるようにするものであります。

第11条、第15条の2及び第17条の改正は、連続する3年の期間内において、1日2時間まで介護のために勤務しないことができる介護時間を新設し、勤務しない時間については給与を減額するものであります。

次に第2条、湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。第2条の2の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において、子に準ずる者として条例で定めると規定されているものでありまして、DV・家庭内暴力等の理由で里親である職員に委託されており、里親である職員が養子縁組を希望しているが、産みの親等の同意が得られず養子縁組できない児童について、育児休業等の対象に含めるものであります。

第2条の3の改正は、第2条の2の改正に伴う条ずれによるものでございます。

第3条及び第10条の改正は、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴う所要の改正であります。

第17条の改正は、育児のために1日2時間まで勤務しないことができる部分休業について、特別休暇である保育時間と今回新設される介護時間と合計して2時間までとするものであります。

次に第3条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。第6条及び第16条の改正は、給与の減額について今回新設される介護時間を追加するものであります。

次に第4条、湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。第20条の改正は、給与の減額について今回新設される介護時間を追加するものであります。

次に附則であります。第1項は本条例を平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、介護休暇を分割して取得できるように改正することに伴いまして、改正前の規定による介護休暇を取得している職員にも、分割取得ができるようにするものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第5号 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第5号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の委員の報酬を引き上げようとするものであります。

詳細につきましては健康福祉部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 補足説明させていただきます。

本市の介護認定審査会は、現在、4合議体、16人の委員で構成され、委員の報酬につきましては、委員が月額1万3,000円、会長または合議体の長が1万4,000円となっております。現委員の任期が平成28年度で満了となるのに伴い、近隣4市の委員報酬を調査したところ、全ての市において委員が月額2万円、会長または合議体の長が2万1,000円でありました。本市の介護認定審査会委員の報酬額は、平成11年度の審査会設置以来改正されておらず、他市と比べても低額であり、一方で審査件数は年々増加しております。そこで、今回、近隣他市と均衡を図

るため、委員の報酬を2万円に、会長または合議体の長の報酬を2万1,000円に引き上げようとするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会の委員報酬は、審査会の委員構成や職務内容が類似しているため、介護認定審査会委員の報酬額と同額としていることから、同様に引き上げるものでございます。

なお障害支援区分認定審査会の名称であります。障害者総合支援法の施行に伴い、平成26年4月1日から「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正されましたが、本条例における審査会の名称が改正されておりましたので、あわせて改正をさせていただきます。

附則といたしまして、本条例は平成29年4月1日から施行し、審査会の名称の改正につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第6号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第6号につきまして御説明を申し上げます。

平成28年8月8日、人事院は民間企業における扶養手当の状況や社会情勢の変化を考慮し、扶養手当の見直しを勧告いたしました。

具体的な内容としましては、配偶者に係る扶養手当をほかの扶養親族と同額である6,500円に引き下げ、子に係る扶養手当を1万円に引き上げるというものであります。

本市におきましても、情勢適応の原則に基づき職員の扶養手当につきまして今回の人事院勧告に係る国の取り扱いに準じた改正を行おうとするものであります。



次に、専門職であります社会福祉士を等級別基準職務表に新たに規定するものであります。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

議案書の16ページから20ページまでをごらんください。参考資料は28ページからとなります。

まず第9条及び第10条の改正は、配偶者に係る扶養手当を1万3,000円から6,500円に引き下げ、子に係る扶養手当を6,500円から1万円に引き上げるものであります。また、配偶者がいない場合の1人目の扶養手当の加算について廃止するとともに、部長級職員の扶養手当について、子に係る扶養手当以外は3,500円に減額するものであります。

次に別表第3の改正は、福祉業務の充実を図るため、専門職であります社会福祉士を採用しておりまして、社会福祉士の職務上の位置づけを明確にするため、新たに等級別基準職務表に加えるものであります。

次に附則であります、第1項は本条例を平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、扶養手当の改正の影響をできるだけ少なくする観点から、経過措置を設けて段階的に実施するものであります。具体的には平成29年度中の経過措置といたしまして、配偶者に係る扶養手当を1万円に、子に係る扶養手当を8,000円にするものであります。また、配偶者がいない場合の1人目の扶養手当についても、子に係る扶養手当の場合には1万円、それ以外の扶養親族の場合には9,000円とするとともに、部長級職員の扶養手当の減額については実施しないものであります。

第3項は第2項と同様の観点から、平成30年度中は部長級職員の扶養手当の減額を実施しないものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第7号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第7号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、平成28年11月28日に交付されたことに伴い、湖西市税条例等の一部を改正する必要が生じたものであります。

改正の内容は、第1条関係が医療費控除の特例の新設、住宅ローン控除特例適用期限の延長、三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例の延長、第2条関係は法人住民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の創設、第3条及び第4条は第2条関係の改正に伴い平成26年6月定例会及び平成27年12月定例会で議決をいただきました規定の一部を改正する必要が生じますことから、改めようとするものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

議案書は21ページから29ページ、参考資料は36ページからとなります。説明は、新旧対照表に沿って進めさせていただきます。

第1条の湖西市税条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

附則第6条は、現行の医療費控除の特例として、健康の維持増進や疾病予防への取り組みとして、検診や予防接種を受けている方が軽い体調不良のとき

に薬局などで薬を購入し手当てした場合の購入費用のみを対象とした医療費控除制度を新設するものであります。この特例では、医療用から転用された一定の医薬品に支払った年間購入額から1万2,000円を差し引いた金額の8万8,000円を上限とした額が控除額となり、現行の医療費控除との併用はできないものとなっております。対象期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払った購入費用を対象とするものであります。

附則第7条の3の2第1項は、現行では平成31年6月30日までの適用期限とされております住宅ローン減税措置につきまして、消費税率10%への引き上げ時期の延期により、所得税と同様に控除特例の適用期限を平成33年12月31日までの2年6カ月延長するものであります。

附則第16条は、平成28年度の軽自動車税に限るとした三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例の適用期間を1年延長するとともに、条文中の字句を改めるものであります。

次に第2条について説明させていただきます。

第18条の3は、軽自動車税に環境性能割が導入されることに伴い、現行の軽自動車税が軽自動車税種別割に名称変更されることから改めるものであります。

第19条は、環境性能割の導入に伴い、平成28年9月定例会において改正をされました延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するものとして、環境性能割の申告納付に係る条項を追加するものであります。

第34条の4は、地方自治体間の財政力格差を縮小するため、消費税率が10%へ引き上げられた際、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、この引き下げ分を地方交付税の原資とするもので、税率を100分の9.7から100分の6.0に改めるものであります。

第80条から第91条までの軽自動車税に関する改正につきましては、平成31年10月1日から軽自動車への環境性能割を創設するものであります。これは消費税率が10%へ引き上げられる際に、現行の自動車取得税が廃止され、そのかわりに三輪以上の軽自動車を取得したときに、取得価格に燃費性能による税

率で課税するものであります。なお免税点は50万円で、賦課徴収は静岡県が申告納付により行うものであります。

第80条は、現行の軽自動車税を、種別割に名称変更するとともに、条文中の字句を改めるものであります。

第80条の2は、地方税法の改正に合わせて第81条の軽自動車税の課税免除の規定を改めるもので、商品で使用しないもの及び試運転のための試乗標識について、課税を免除するものであります。

なお、日本赤十字社の所有する軽自動車等の非課税範囲の規定につきましては、第81条の2で規定するように改めるものであります。

第81条は、地方税法第444条の軽自動車税のみならず課税規定の新設に合わせて、第80条第2項で規定していたみならず課税を改めるものであります。

第81条の2は、第80条の2で規定しておりました日本赤十字社の所有する軽自動車等の非課税範囲について、地方税法の改正に合わせて条番号を改めるものであります。

第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、第81条の7、第81条の8は、地方税法において環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料及び減免規定の新設に合わせて新たに規定するものであります。

第82条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更し、第2号の税率区分の表示につきましても改めるものであります。

第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条及び第91条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、条文中の字句、様式及び条項ずれについて改めるものであります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県が行うこととされていますので、静岡県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものであります。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、定置場所在の知事が行うこととされていますので、静岡県で行うもので

あります。

附則第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告または報告は、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在の知事が行うこととされていますので、静岡県で行うこととなります。

附則第15条の5は、定置場を湖西市にする軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を静岡県が行うため、それに要する費用を補償するものとして、徴収取扱費を静岡県に交付する規定であります。

附則第15条の6は、営業用の三輪以上の軽自動車に対して課す環境性能割の税率を、当分の間、引き下げる特例措置を講ずるものであります。

附則第16条は、環境性能割の導入に伴い現行の軽自動車税を、軽自動車税の種別割に名称変更し、条文中の字句を改めるものであります。

第16条第2項から第4項までは、軽自動車税の税率の特例に関する規定ですが、その適用期間が平成29年度課税分の軽自動車税のみとなることから、削除するものであります。

次に、第3条は平成26年6月定例会におきまして議決をいただきました湖西市税条例の一部を改正する条例、平成26年湖西市条例第10号、その中の軽自動車税の経過措置の一部を改正するものであります。

第2条関係で、第82条の一部改正により、種別割を加えるとともに、名称及び税率区分の表示を改めるものであります。

続きまして第4条は、平成27年12月定例会におきまして議決いただきました湖西市税条例の一部を改正する条例、平成27年湖西市条例第33号中、市たばこ税に関する経過措置の一部を改正ものであります。

第2条関係で、第19条第3項が改められたことから、条文中の表中の条項等について改めるものであります。

議案書は29ページをごらんください。

附則の第1条は条例の施行日を規定するものですが、平成29年4月1日施行となるものが、三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例の1年延長と住宅ローン控除特例適用期限の延長で、平成30年1月1日の施行日となるものが医療費控除の特例の新設、平成31年10月1日の施行日となるものが法人住民税

の法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の創設に関する事項となります。

附則第2条は、市民税に関する経過措置について規定するものであります。

附則第3条は、軽自動車税に関する経過措置について規定するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第8号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第8号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴いまして、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、今回提案させていただくものであります。

改正の内容は、地方税法施行令のとおり、基礎課税分の課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を17万円から19万円に引き上げようとするものであります。

なお、保険税率につきましては平成29年度においても基金の活用により据え置きとするものであります。

この改正案につきましては、平成28年12月14日に開催をした湖西市国民健康保険運営協議会でも御協議をいただき、承諾を得ております。

附則につきましては、本条例を平成29年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第9号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第9号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、引用条項の条ずれを解消しようとするものであります。

附則といたしまして、平成29年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第16 議案第10号 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第10号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例の規定により受けることのできる助成の額について、医療費から保険給付の額を控除した額を適用する範囲を、「乳幼児」から「15歳到達後最初の年度末」までに拡大をし、中学校修了までの医療費を無料化しようとするものでございます。

内容といたしまして、第2条において「乳幼児」

「児童」と分けて定義していたものを「こども」にまとめ、第5条において「乳幼児」に適用していた助成額を「こども」に適用しようとするものであります。

また、あわせて字句の整理を行おうとするものであります。

附則といたしまして、本条例は平成29年4月1日から施行し、第5条の規定は平成29年4月1日以後に受ける医療にかかる医療費について適応しようとするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

---

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第11号 湖西市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第11号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市介護保険条例において3年と規定している介護認定審査会の委員の任期について、その規定を条例から削り、介護保険法施行令の本則に定める2年にしようとするものであります。

詳細につきましては健康福祉部長から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長に補足説明を求めます。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山本 渉登壇〕

○健康福祉部長（山本 渉） 補足説明させていただきます。

平成27年12月16日に公布された介護保険法施行令の改正によりまして、介護認定審査会委員の任期は2年、ただし条例で定めることにより3年以下とすることができることとされました。そこで、平成28年3月議会におきまして、委員の専門性の確保と審

査結果の平準化を図るため、本条例を一部改正し、次期委員からの任期を2年から3年へ変更したところでございます。

しかしながら、現委員の任期が平成28年度で満了となることに伴いまして、湖西市医会に次期委員の推薦を打診しましたところ、任期は従来どおりの2年を継続する強い要望があり、また近隣他市に照会したところ、多くの市においても従来どおり2年とする方針でありました。そこで、医会との協議の結果、医会推薦の委員を確保するため、次期以降の任期についても従来どおりの2年とすることといたしました。

この結果、本条例の一部改正が必要となりますが、委員の任期を介護保険法施行令の本則どおり2年とする場合には、特に条例で規定する必要はなく、近隣他市においても条例で規定はしていないことから、委員の任期を規定した第2条第2項を削り、これに伴う項ずれや字句の整理をするものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成29年4月1日から施行しようとするものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第12号 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第12号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例において規定している地域密着型通所介護の基本方針に、指定療養通所介護事業を加えようとするものであります。

平成28年4月1日から地域密着型通所介護が地域

密着型サービスへ移行したため、平成28年3月議会において本条例の一部改正を行い、第6条において地域密着型通所介護の基本方針を規定いたしました。その時点においては市内に指定療養通所介護事業所が存在しなかったため、指定療養通所介護事業の基本方針は規定しておりませんでした。

しかしながら、今後市内に指定療養通所介護事業所が開設される可能性は皆無ではないため、指定療養通所介護事業についての規定を追加をし、厚生労働省令との整合を図ろうとするものであります。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第19 議案第13号 湖西市風致地区条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第13号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、ガス事業法の一部改正に伴い湖西市風致地区条例の一部を改正するもので、改正をされたガス事業法の事業類型の見直しに合わせるよう変更しようとするものであります。

施行期日は平成29年4月1日とするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第20 議案第14号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第14号につきまして御説明を申し上げます。

今回改正は、水道料金が地方自治法第231条の3に規定する地方公共団体の使用料・手数料等の歳入に該当しないことが示されましたことから、督促手数料の徴収規定を削除しようとするものであります。

また、あわせて見出しから「等」を削除し、字句の整理をしようとするものであります。

附則といたしまして、本条例は平成29年4月1日から施行し、施行前に発した督促状にかかる督促手数料については、なお従前の例によるものとしてあります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第21 議案第15号 湖西市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第15号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、市立湖西病院の東4階病棟を改修したことに伴い、医療法において変更の許可を受けたもので、一般病床をこれまでの200床から196床に変更するものであります。

また、病床数が200床未満になりますと、初診時に御負担をさせていただいております特定初診料の算定を行うことができなくなるため、市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を附則の中で改正するものであり、別表中の特定初診料の部分を削除するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第22 議案第16号 静岡県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第16号につきまして御説明を申し上げます。

本市職員の退職手当の支給事務及び非常勤職員の公務災害事務につきましては、静岡県市町総合事務組合において共同処理をしております。

平成29年4月1日、裾野市と長泉町で構成しております裾野長泉清掃施設組合が、共同処理する事務を追加することに伴い、裾野市長泉町衛生施設組合に名称変更をするため、静岡県市町総合事務組合規約の別表第1及び別表第2を変更するものです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第23 議案第17号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第17号につきまして御説明を申し上げます。

参考資料の94ページをごらんください。

開発行為による宅地造成の完成に伴い、移管された道路6路線を新たに市道として認定するものです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第24 議案第18号 平成28年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第18号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億9,407万7,000円を増額し、総額を225億6,197万円にしようとするものであります。

歳入の内容を申し上げますと、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入、市債を増額し、県支出金、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、湖西病院への繰出金を増額、土地開発公社所有の土地を買い戻すための土地購入費を計上、介護・訓練等給付費、母子家庭等医療費などの扶助費の増額、公共施設整備推進のため公共施設整備基金に積み立てるため積立金を増額、新居小学校の児童用机・椅子の購入のため消耗品費を増額するものであります。

また債務負担行為の追加4件と歳入歳出予算の補正に合わせた地方債の追加を1件、変更5件を予定しております。繰越明許費につきましては、年度内に支出が終わらない見込みの8件を予定しております。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

初めに第2表、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。議案書の47ページをお開きいただきたいと思っております。

平成29年度廃棄物処分場水質分析業務は、笠子・新居廃棄物処分場の放流水、井戸等の水質分析について、債務負担行為の設定をするものであります。期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は562万6,000円であります。

平成29年度環境センター環境測定業務は、騒音、振動、悪臭等の環境分析業務について、債務負担行

為の設定をするものであります。期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は258万8,000円であります。

平成29年度環境測定水質業務は、湖西市内11河川における水質調査分析について、債務負担行為の設定をするものであります。期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は350万円であります。

平成29年度通信指令装置保守点検業務は、消防通信指令装置の点検について、債務負担行為の設定をするものであります。期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は2,044万2,000円であります。

次に第3表、地方債の補正について御説明申し上げます。

減収補填債に係る起債を追加し、道路整備事業、道路整備事業（街路）、地震対策事業、常備消防事業、小学校施設整備事業に係る起債の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして第4表、繰越明許費について御説明申し上げます。

地方自治法213条第1項の規定によりまして、年度内にその支出が終わらない見込みの8事業を翌年度に繰り越しさせていただくものであります。

主なものは、3款民生費の臨時福祉給付事業1億3,605万6,000円については、受付期間が平成29年6月1日までとなっておりますことから、未支給分等を繰り越すものであります。8款土木費の新所原駅周辺まちづくり事業3億850万円については、主に新所原駅北口駅前広場の整備に必要な工事期間を確保するために繰り越すものであります。繰越額の合計は5億5,816万円となります。

続きまして、歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。議案書の44ページからとなります。

初めに歳出について御説明申し上げます。

なお、人件費につきましては各目での説明を省略させていただき、一括して最後に説明させていただきます。

それでは補正予算に関する説明書14ページ、15ページをごらんください。参考資料は98ページからとなります。

2款1項4目財政管理費の財政調整基金積立金の

補正額は11万6,000円の減額で、基金利子の確定に伴い積立金を減額するものであります。

次に、公共施設整備基金積立金の補正額は4,302万8,000円の増額で、公共施設整備推進のため、積立金を増額するものであります。

次に、減債基金積立金の補正額は1,000円の増額で、基金利子の確定に伴い積立金を増額するものであります。

7目財産管理費の財産管理経費の補正額は4,800万円の増額で、市の依頼に基づき取得をいたしました湖西市土地開発公社所有の土地を買い戻すため、土地購入費を計上するものであります。

8目交通安全対策費の公共交通推進費の補正額は47万8,000円の増額で、コーちゃんバスの負担金に不足が見込まれるため、負担金を増額するものであります。

次に、防犯まちづくり費の補正額は350万円の減額で、電力料金下落等により、光熱水費を減額するものであります。

16ページ、17ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費の臨時福祉給付事業費の補正額は28万2,000円の増額で、平成27年度臨時福祉給付金事業の事業費確定に伴う国庫補助金の償還金を計上するものです。

3目国民健康保険費の国民健康保険事業費の補正額は924万円の増額で、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の決定に伴い繰出金を増額するものであります。

18ページ、19ページをごらんください。

7目老人福祉費の地域福祉基金積立金の補正額は10万円の増額で、寄附金受け入れに伴い積立金を計上するものであります。

8目介護保険費の介護保険事業費の補正額は185万7,000円の増額で、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示を受け、既存高齢者施設等の防犯対策の強化にかかる経費に対する補助金を計上、及び平成27年度介護保険料軽減対策補助金の県補助金の精算に伴い、償還金を計上するものであります。

10目自立支援給付費の補正額は3,000万円の増額

で、介護・訓練等給付費の不足が見込まれるため、扶助費を増額するものであります。

11目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業費の補正額は1,034万3,000円の減額で、療養給付費負担金の減額に伴い負担金を減額、及び保険基盤安定負担金の減額に伴い繰出金を減額するものであります。

次に、後期高齢者健康診査事業費の補正額は400万円の減額で、平成28年度後期高齢者健康診査の受診実績の確定に伴い委託料を減額するものであります。

20ページ、21ページをごらんください。

2項1目児童福祉総務費の交通遺児等愛育事業費の補正額は99万4,000円の増額で、寄附金の受け入れに伴い積立金を計上するものであります。

2目母子福祉費の母子家庭等医療費の補正額は68万円の増額で、母子家庭等の医療費において支給不足が見込まれるため、扶助費を増額するものであります。

4款2項1目塵芥処理費の廃棄物処理場管理運営費の補正額は300万円の減額で、笠子・新居一般廃棄物処分場の浸出水処理施設等水質調査業務委託料の入札差金を減額するものであります。

次に、ごみ処理施設管理運営費の補正額は100万円の減額で、環境センター環境測定等分析業務委託料の入札差金を減額するものであります。

22ページ、23ページをごらんください。

4項1目病院費の病院事業費の補正額は2億円の増額で、病院事業会計に資金不足が見込まれるため、繰出金を増額するものであります。

6款1項3目地域農政総合推進事業費の地域農政関係経費の補正額は5,183万円の減額で、経営体育成支援事業費及び産地パワーアップ事業費の減に伴い補助金を減額するものであります。

7目土地改良費の土地改良整備費の補正額は2,015万3,000円の減額で、国庫補助金不採択による新居排水機場保全対策工事の延期及び県施工による新池地区のため池整備工事の事業実績に伴い建設負担金を減額するものであります。

7款1項4目企業立地推進費の補正額は500万円の減額で、企業立地促進奨励金の確定に伴い補助金



を減額するものであります。

24ページ、25ページをごらんください。

8款2項2目道路維持費の道路施設管理運営費の補正額は1,600万円の減額で、道路街路樹の植栽管理業務の入札差金による委託料の不用額を減額、及び舗装補修事業の交付決定により工事請負費を減額するものであります。

3目道路新設改良費の道路改良費の補正額は420万円の減額で、国道301号関連道路整備事業における県事業の事業実績に伴い、手数料及び工事請負費を減額するものであります。

3項1目河川費の河川等整備費の補正額は200万円の増額で、一の宮川河川改修事業におけるJRとの協議に伴い工事請負費を増額するものであります。

26、27ページをごらんください。

4項1目都市計画総務費の都市計画総務関係経費の補正額は675万7,000円の減額で、新所原駅自由通路及び橋上駅舎化工事の入札差金による不用額を減額、新所原駅北口駅前広場整備を前倒しし施工することによる工事請負費を増額するものであります。また、市民等から新居関所周辺まちづくり事業補助金の申請がないため、補助金を減額するものであります。

4目公園費の公園施設管理運営費の補正額は250万円の減額で、公園の植栽管理業務の入札差金による不用額を減額するものであります。

5目土地区画整理事業推進費の土地区画整理事業費の補正額は549万8,000円の減額で、浜名湖西岸土地区画整理事業測量設計業務の入札差金による不用額を減額するものであります。

28ページ、29ページをごらんください。

7項1目港湾費の港湾施設管理運営費の補正額は1,980万円の減額で、県施工による浜名湖整備の事業実績に伴い建設負担金を減額するものであります。

9款1項5目地震対策費の地震対策関係経費の補正額は48万9,000円の減額で、日ヶ崎地区津波避難施設にかかる設計委託料及び地域防災指導員報償費の不用額をそれぞれ減額し、民間津波避難施設整備補助金の申請者の増加に伴い補助金を増額するものであります。

30ページ、31ページをごらんください。

通信施設整備費の補正額は400万円の減額で、同報無線子局デジタル化工事の入札差金による不用額を減額するものであります。

6目常備消防費の警防推進費の補正額は88万6,000円の減額で、災害対応特殊はしごつき消防ポンプ自動車購入の入札差金による不用額を減額するものであります。

10款2項1目学校管理費の小学校施設管理運営費の補正額は1,049万円の増額で、新年度における新居小学校の児童数増加に伴う机・椅子の購入及び2年生から6年生の机・椅子の現行規格、A版でございますが、A版対応のため消耗品費を増額するものであります。

4項1目幼稚園費の一般諸経費の補正額は250万円の減額で、私立幼稚園就園奨励費補助金の補助対象者数の減少に伴い補助金を減額するものであります。

次に、私立保育園等施設型給付費の補正額は1,000万円の減額で、施設型給付費の給付単価の減額及び広域入所児童数の減少に伴い扶助費を減額するものであります。

32ページ、33ページをごらんください。

6項7目市民会館費の市民会館管理運営費の補正額は156万2,000円の増額で、市民会館の解体に伴い、ホールで保管しているピアノを新居地域センターへ移設するための手数料及び保管庫設置工事費を増額するものであります。

7項2目スポーツ推進費のスポーツ活動推進費の補正額は43万7,000円の増額で、卓球少年団の全国大会出場など、県・東海大会への出場に対する交付金の予算額が不足するため、交付金を増額するものであります。

最後に、人件費の増額は1,650万円でございます。その主なものは育休等による職員給、職員手当等の減額及び今年度退職者にかかる退職手当等を増額するものであります。

以上、歳出の補正額は1億9,407万7,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書4ページ、5ページをごらんください。あわせて参考資料は95ページをごらんください。

14款1項3目民生費国庫負担金の補正額は1,696万7,000円の増額で、保険基盤安定負担金の決定及び障害児通所給付費の増額に伴い国庫負担金を増額するものであります。

10目教育費国庫負担金の補正額は430万円の減額で、私立幼稚園等施設型給付費の減額に伴い国庫負担金を減額するものであります。

2項3目民生費国庫補助金の補正額は130万3,000円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示を受け、国庫補助金を計上するものであります。

8目土木費国庫補助金の補正額は2,160万9,000円の減額で、住吉2号線道路改良事業、川岸1号線道路改良事業、元町坊瀬線道路改良事業、道路維持補修工事、簡易舗装工事において、各事業の交付決定に伴い国庫補助金を減額するものであります。

9目消防費国庫補助金の補正額は3,504万8,000円の増額で、津波避難施設及び同報無線子局デジタル化工事に対する国庫補助金の交付決定により減額し、はしごつき消防ポンプ自動車の導入に対する国庫補助金の交付決定により増額するものであります。

15款1項3目民生費県負担金の補正額は962万2,000円の増額で、保険基盤安定負担金の決定及び障害児通所給付費の増額に伴い県負担金を増額するものであります。また、後期高齢者保険基盤安定負担金の減額に伴い県負担金を減額するものであります。

6ページ、7ページをごらんください。

10目教育費県負担金の補正額は210万円の減額で、私立幼稚園等施設型給付費の減額に伴い県負担金を減額するものであります。

2項3目民生費県補助金の補正額は34万円の増額で、母子家庭等医療費の増額に伴い県補助金を増額するものであります。

6目農林水産業費県補助金の補正額は5,183万円の減額で、経営体育成事業費及び産地パワーアップ事業費の減に伴い県補助金を減額するものであります。

す。

7目商工費県補助金の補正額は250万円の減額で、企業立地促進奨励金の減額に伴い県補助金を減額するものであります。

9目消防費県補助金の補正額は25万8,000円の増額で、津波避難施設に対する県補助金の交付決定による県補助金を増額、及び同報無線子局デジタル化工事、災害対応特殊はしごつき消防ポンプ自動車の導入に対し県補助金の確定に伴い、県補助金を減額するものであります。

10目教育費県補助金の補正額は170万円の減額で、私立幼稚園等施設型給付費の減額に伴い県補助金を減額するものであります。

8ページ、9ページをごらんください。

16款1項2目利子の補正額は19万2,000円の増額で、各種基金の利子確定に伴い増額するものであります。

17款1項6目民生費寄附金の補正額は109万4,000円の増額で、地域福祉基金及び交通遺児等福祉事業基金への寄附金を計上するものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は3億5,473万1,000円の減額で、財政健全化のために財政調整基金へ繰り戻すものであります。

19款1項1目繰越金の補正額は6,149万6,000円の増額で、平成27年度繰越金の残額を計上するものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

20款5項1目競艇事業収入の補正額は2億100万円の増額で、平成27年度競艇事業配分金の決定により増額するものであります。

20款6項2目雑入の補正額は457万3,000円の減額で、平成28年度後期高齢者健康診査の受診実績の確定に伴う県後期高齢者医療広域連合納入金の減額、並びに各種事業の確定に伴い静岡県市町村振興事業等助成金を減額するものであります。

21款1項8目土木債の補正額は1,800万円の減額で、道路改良事業に伴う市債を増額、道路維持補修工事、簡易舗装工事に伴う市債を減額するものであります。

9目消防債の補正額は1,460万円の減額で、津波

避難施設及び同報無線子局デジタル化工事に対する市債を増額、災害対応特殊はしごつき消防ポンプ自動車の導入に対する市債を減額するものであります。

12ページ、13ページをごらんください。

10目教育費の補正額は730万円の減額で、新居小学校ガラス飛散防止事業費の確定に伴い市債を減額するものであります。

17目減収補填債の補正額は3億5,000万円の増額で、財源不足を補うため、減収補填債を計上するものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の1億9,407万7,000円の増額であります。以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第25 議案第19号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第19号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,825万9,000円を増額し、総額を67億1,968万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては退職被保険者等の減少に伴い医療費の減少が見込まれるため、退職被保険者等の療養給付費を4,000万円減額しようとするもの、後期高齢者関係事務費及び高額医療費拠出金の額が決定したことに伴い拠出金をそれぞれ増額しようとするもの、保険財政共同安定化事業拠出金の額が決定したことに伴い拠出金を減額しようとするもの、平成29年度以降の保険給付費に備えるため国民健康保険給付等支払準備基金に1億5,000万円を積み立てようとするもの、平成27年度療養給付費等負担金の確定に伴う超過交付金を国庫へ返還するため償還金を増額しようとするものであります。

歳入につきましては、高額医療費拠出金の決定に

伴い国庫負担金及び県負担金をそれぞれ増額しようとするもの、退職被保険者等療養給付費の減額に伴い療養給付費等交付金を減額しようとするもの、保険財政共同安定化事業の決定に伴い保険財政共同化安定事業交付金を減額しようとするものであります。

また繰入金は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額が決定したことに伴い一般会計繰入金を増額しようとするもの、平成29年度以降の保険給付費に備えるため基金繰入金を減額しようとするものであります。

不足する補正財源といたしましては、前年度繰越金を充てさせていただくものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第26 議案第20号 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第20号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万5,000円を増額し、総額を39億9,371万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては介護給付費準備基金の運用利子収入の増加に伴い、積立金を4万5,000円増額しようとするものであります。

補正財源といたしましては、運用利子収入を充てさせていただくものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第27 議案第21号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第21号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ339万6,000円を減額し、総額を5億7,732万4,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては静岡県後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療保険料の再試算の結果、保険基盤安定負担金を減額しようとするものであります。

また歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第28 議案第22号 平成28年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第22号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度水質検査業務委託を早期発注するための債務負担行為を追加し、市情報政策課サーバーを利用することにより必要がなくなった下水道台帳システムGISサーバーリース料の債務負担行為を廃止しようとするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第29 議案第23号 平成28年度湖西市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第23号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を300万

円増額し、総額11億2,951万8,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、今年度の事業活動により支払う消費税が不足する見込みとなりましたので、増額をしようとするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第30 議案第24号 平成28年度湖西市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第24号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入を1億6,168万5,000円増額し、35億6,959万2,000円に、収益的支出を25万4,000円減額し、38億4,378万6,000円に、また資本的収入を3,822万円増額し、4億3,325万6,000円に、資本的支出を資本的収入の補正額と同額増額し、4億7,142万6,000円に補正しようとするものです。

補正の内容といたしましては、収入においては年度末に資金不足が見込まれるため、収益的収支の営業助成等と資本的収入のほか会計負担金及び補助金を増額し、支出においては企業債償還金の支払い見込み確定に伴い、収益的支出の利息の減額と資本的支出における平成28年度で償還が終了する医療機器整備事業分への企業債償還金を計上するものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時20分といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第31 議案第25号 平成29年度湖西市一般会計予算、日程第32 議案第26号 平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算、日程第33 議案第27号 平成29年度湖西市介護保険事業特別会計予算、日程第34 議案第28号 平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第35 議案第29号 平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計予算、日程第36 議案第30号 平成29年度湖西市水道事業会計予算及び日程第37 議案第31号 平成29年度湖西市病院事業会計予算の7件を一括議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第25号から議案第31号までの7議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

平成29年度の各会計予算の総額は399億9,169万4,000円で、前年度に比べ1.4%の減少といたしました。それでは各会計ごとに御説明をいたします。

議案第25号 平成29年度湖西市一般会計予算は、213億5,000万円で、前年度に比べ2.2%の減といたしました。

まず歳入について申し上げますと、市税収入については平成28年度の課税標準額を基礎とし、また過去の収入状況や市内企業の動向調査などを踏まえ、市税全体としては前年度とほぼ同程度、対前年度比で0.1%の減少を見込んでおります。

国庫支出金については、臨時福祉給付金事業の終了及び平成28年度まで継続して行われた大型建設事業の完了により補助金が減少することから、対前年度比11.1%の減として見込みました。地方交付税については、合併算定がえによる段階的縮減に伴い前年度比26.7%の減といたしました。繰入金については、事業の進捗に合わせ公共施設整備基金から繰り入れるほか、地方交付税の削減影響等から計画的に財政調整基金を活用し、必要な財源を確保するため、対前年度比32.6%の増といたしました。

次に歳出について申し上げますと、新総合計画に基づく7つのまちの姿を目指し、計画推進のための各種事業を展開していくこととし、幸福度日本一の

まちづくりを目指し、子育て・教育への支援、命を守る防災対策、産業の振興によるエネルギーなまちの取り組みに着目した事業の展開や諸施策の充実を図ることといたしました。

引き続きまして、特別会計について御説明を申し上げます。

議案第26号 平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は64億4,800万円で、前年度と比べ2.8%の減といたしました。

歳出につきましては、加入者の減少に伴い、保険給付費が前年度と比べ4.9%、後期高齢者支援金等は1.6%といずれも減額となりました。

歳入につきましては、加入者の減少と高齢化により、国民健康保険税収入は厳しい状況にありますが、低所得者の負担を考慮し国民健康保険給付等支払準備基金の活用により、保険税率は据え置くこととしたほか、国・県支出金等については制度に定められた基準に基づく適正な計上に努め、安定した事業運営ができるよう予算を編成いたしました。

次に、議案第27号 平成29年度湖西市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は40億2,298万9,000円で、前年度と比べ2.8%の増といたしました。

主な歳出は介護給付費で、歳出総額の93.9%を占めております。平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年に当たります。地域包括ケアシステムの構築に向けて、新総合事業及び包括的支援事業による介護予防生活支援サービスの充実に努めてまいります。また、要介護認定者には必要なサービスが十分に提供できるよう、介護サービスの充実、質の向上及び基盤整備に引き続き努めてまいります。

次に、議案第28号 平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は6億237万6,000円で、前年度と比べ4.0%の増といたしました。

次に、議案第29号 平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は16億9,702万3,000円で、前年度と比べ5.4%の増といたしました。

歳出の主な内容を申し上げますと、浄化センター等の維持管理費、下水道管渠築造工事並びに公債費であります。この財源といたしましては、下水道使用料のほか国庫支出金、市からの繰入金及び市債を充てるものであります。

公共下水道事業につきましては、さらなる生活環境の改善、公共用水域の保全のため、事業の推進に努めてまいります。

次に、議案第30号 平成29年度湖西市水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算額は総額16億3,553万7,000円で、前年度に比べ4.0%の減といたしました。

平成29年度の事業といたしましては、安全で安心な水を安定的に供給できるように、引き続き配水管の耐震化を進めるとともに、水道施設の設備更新、修繕を適切に行ってまいります。また、水道事業の健全経営を維持するために効率的な事業運営を行ってまいります。

次に、議案第31号 平成29年度湖西市病院事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

全国的に医師不足や看護師不足など、医療環境は依然厳しい状況が続いております。

予算額につきまして、入院外来収益は患者数の実績をもとに行いました。費用につきましては実績を勘案するとともに、医療機器については耐用年数の到来によって更新が必要なものから優先度の高いものの整備を行ってまいります。

収益的収入及び支出におきましては、収入を36億5,379万1,000円と見込み、一方、支出を37億7,872万6,000円と予定するものであります。

病院事業は今後も大変厳しい状況が続くものと予想されます。公立病院として地域への貢献を果たすべく、一般急性期医療や救急医療はもとより、健診業務や出前講座などの健康増進活動を進めてまいります。

なお詳細につきましては副市長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 副市長に補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 丸谷由行登壇〕

○副市長（丸谷由行） 議案第25号から議案第31号までの平成29年度各会計予算の概要につきまして、議案の順に補足説明を申し上げます。

初めに議案第25号 平成29年度湖西市一般会計予算の補足説明をさせていただきます。議案書の61ページをごらんください。

予算総額を213億5,000万円で、前年度に比べまして2.2%の減といたしました。

それでは予算の概要について、主なものを歳入、歳出の順に申し上げます。

まず歳入でございますが、市税の予算額は109億5,752万4,000円で、前年度に比べ0.1%減といたしました。

個人市民税においては、雇用状況をもとに減少傾向にあり減収。法人市民税においては税制改正による法人税割の税率引き下げの影響に加え、業況見込みを減少傾向に捉えている企業もあることから減収といたしました。

固定資産税の土地については、一部で地価の下落が続いていますが、家屋や償却資産については、景気の緩やかな回復基調から設備投資等を見込み、計上したものであります。

軽自動車税につきましては、前年度の税制改正の適用状況を踏まえ、前年度に比べ7.5%増といたしました。

市たばこ税につきましては、消費本数の減少傾向から前年度に比べて4.1%減といたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、前年度と比べ1.1%増といたしました。

地方譲与税の予算額は2億2,300万円で、平成28年度の実績見込みから、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税あわせて前年度と比べ0.4%減といたしました。

地方消費税交付金は、平成28年度の実績見込みから、前年度に比べ3,000万円減の11億8,100万円を計上したものであります。

地方交付税のうち普通交付税は、合併算定がえの

3年目を迎え、前年度に比べ2億3,000万円減の4億9,000万円を計上いたしました。また特別交付税は、国の状況などを考慮に入れ、前年同額の1億4,000万円を計上したものであります。

国庫支出金は25億461万2,000円で、前年度に比べ11.1%減を計上したものであります。これは主に臨時福祉給付金事業の終了及び大型建設事業である新所原駅南北自由通路の事業完了に伴い、国庫補助金の減によるものであります。

県支出金は13億978万9,000円で、前年度に比べ17.2%増を計上したものであります。これは介護施設等整備費補助金が主なものでございます。

繰入金金は12億4,435万8,000円、前年度に比べ32.6%増を計上したものであります。これは財政調整基金9億6,000万円、公共施設整備基金9,000万円、ふるさと応援基金1億8,600万円の活用が主なものでございます。

市債は投資的経費の縮減及び財政健全化に向けて、前年度に比べ26.9%減となる9億1,200万円を計上したものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費の予算額は26億9,631万7,000円で、前年度より3.6%の減を計上いたしました。これは主に選挙にかかる経費、ふるさと納税積立金の減によるものであります。

民生費の予算額は64億5,194万8,000円で、前年度より4.0%の増を計上いたしました。これは主にこども医療費の拡充、国民健康保険事業特別会計への繰出金、介護・訓練等給付費、障害児通所給付費の増額によるものであります。

衛生費の予算額は33億2,820万7,000円で、前年度より5.0%の減を計上いたしました。これは主に衛生プラント施設改修工事の完了及び衛生プラント施設の包括委託による経費を減額したことにより衛生費全体として減になるものであります。

労働費の予算額は9,170万2,000円で、前年度より14.5%の増を計上いたしました。これは主に女性活躍推進業務、人材確保支援業務の拡充によるものであります。

農林水産業費の予算額は2億1,908万6,000円で、前年度より0.4%の増を計上いたしました。これは主に農業振興地域整備計画策定業務の増によるものであります。

商工費の予算額は5億3,083万3,000円で、前年度より6.6%の減を計上いたしました。これは主に中小企業事業資金融資貸付金を減額したことによるものであります。

土木費の予算額は23億3,969万2,000円で、前年度より25.5%の減を計上いたしました。これは主に平成28年度に新所原駅南北自由通路が完成し、新所原駅周辺まちづくり事業が減額となったことによるものであります。

消防費の予算額は15億1,074万4,000円で、前年度に比べ6.8%増を計上いたしました。これは主に津波避難施設工事、急傾斜地崩壊対策事業の増額によるものであります。

教育費の予算額は22億5,685万9,000円で、前年度に比べ11.4%増を計上いたしました。市民会館解体工事、私立幼稚園等施設型給付費の増によるものであります。

公債費の予算額は16億8,425万6,000円で、前年度に比べ3.1%増を計上いたしました。なお、今後の公債費の動向には引き続き留意してまいりたいと考えております。

議案書67ページをごらんください。

債務負担行為は7事業を予定していますが、コンピュータシステムのリース料は9件で限度額が1億2,993万7,000円、事務機器等のリース料は16件で限度額が953万4,000円、車両リース料は4件で限度額が1,376万円、学校給食業務は限度額が2億5,434万円、救急資機材リース料は限度額が302万2,000円、津波避難施設整備事業は限度額が1億7,832万4,000円、平成29年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業は限度額800万円と諸経費及び利子相当額でありまして、債務期間は最短で平成30年度から最長で平成36年度までの債務負担をするものであります。

以上、歳入歳出予算額は213億5,000万円でありま

引き続きまして、特別会計につきまして御説明申し上げます。

議案第26号 平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の68ページをごらんください。

予算総額は64億4,800万円で、前年度に比べまして2.8%の減といたしました。

歳入でございますが、国民健康保険税は13億4,832万3,000円で、前年度に比べまして1.0%の減を見込みました。国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金及び財政調整交付金が主なもので、9億9,689万1,000円で前年度に比べまして3.2%の減、前期高齢者交付金につきましては19億1,368万9,000円で前年度に比べまして1.4%の減、県支出金につきましては財政調整交付金が主なもので、2億8,325万6,000円で前年度に比べまして0.1%の減、繰入金につきましては一般会計繰入金として3億1,191万3,000円、基金繰入金として2,800万円を計上いたしました。

歳出につきましては、保険給付費は39億1,171万8,000円で前年度に比べまして4.9%の減、後期高齢者支援金等は7億9,067万7,000円で前年度に比べまして1.6%の減、介護納付金は2億7,452万9,000円で前年度に比べまして2.1%の減、共同事業拠出金は13億6,292万3,000円で前年度に比べまして1.5%の増、保健事業費は6,362万4,000円で前年度に比べまして1.7%の減となっております。

次に、議案第27号 平成29年度湖西市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書73ページをごらんください。

予算総額は40億2,298万9,000円で、前年度に比べまして2.8%の増といたしました。

歳入につきましては、介護保険料9億5,696万8,000円のほか、国庫支出金8億672万6,000円、支払基金交付金10億8,203万3,000円、県支出金5億7,549万1,000円をそれぞれの負担割合に応じて計上いたしました。繰入金につきましては、一般会計繰入金5億4,718万8,000円のほか、介護保険給付等支払準備基金繰入金3,053万9,000円を計上するものであります。

歳出につきましては、介護給付費37億7,796万9,000円で、前年度に比べまして2.8%増を計上いたしました。これは介護認定者数がふえ、介護サービス利用者の増加を見込んでいるものであります。

地域支援事業費は1億8,792万5,000円で、前年度に比べまして1.8%の増であります。実施2年目となります新総合事業を初め、在宅医療介護連携、認知症総合支援、生活支援体制整備の推進を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、議案第28号 平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の76ページをごらんください。

予算総額は6億237万6,000円で、前年度に比べまして4.0%の増といたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療制度の被保険者の方から納めていただく保険料4億8,726万7,000円で前年度と比べまして4.6%の増、繰入金1億1,404万6,000円で前年度と比べまして2.0%の増であります。

歳出の主なものは、静岡県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金4億8,726万7,000円で前年度と比べまして4.6%の増、保険基盤安定負担金9,315万7,000円で前年度と比べまして2.0%の増であります。

次に、議案第29号 平成29年度湖西市公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の78ページをごらんください。

予算総額は16億9,702万3,000円で、前年度と比べまして5.4%の増といたしました。

歳入の主な内容を申し上げますと、分担金及び負担金2,604万6,000円で前年度に比べまして2.5%の減、使用料及び手数料2億7,129万4,000円で前年度に比べまして0.1%の増、国庫支出金1億5,000万円で前年度に比べまして36.4%の増、一般会計からの繰入金7億7,008万2,000円で前年度に比べまして12.7%の減、市債4億2,020万円で前年度に比べまして48.0%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、浄化センター維持管理費等の業務費4億3,070万8,000円で前年度に比べまして18.8%の増、下水道管渠築造工事等の



事業費 5 億 1,921 万円で前年度に比べまして 2.2% の増であります。

次に、議案第 30 号 平成 29 年度湖西市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の 81 ページをごらんください。

予算総額は 16 億 3,553 万 7,000 円で、前年度と比べまして 4.0% の減といたしました。

業務の予定量は過去の実績などをもとに給水戸数 2 万 5,200 戸、年間総配水量 708 万 2,000 立方メートル、1 日平均配水量を 1 万 9,400 立方メートルに予定するものであります。

次に経営状況におきましては、水道事業収入の予算額は 12 億 4,522 万 3,000 円で、前年度に比べ 0.8% の増を、水道事業支出の予算額は 11 億 4,085 万 6,000 円で、前年度に比べ 0.8% の増を計上いたしました。

また、資本的収入の予算額は 2,357 万 5,000 円で、前年度に比べ 111.1% の増を、資本的支出の予算額は 4 億 9,468 万 1,000 円で、前年度に比べ 13.4% の減を計上いたしました。この資本的収支の不足額につきましては、損益勘定留保資金、建設改良費積立金等で補填させていただこうとするものであります。

次に、議案第 31 号 平成 29 年度湖西市病院事業会計予算について御説明申し上げます。議案書の 83 ページをごらんください。

予算総額は 42 億 3,576 万 9,000 円で、前年度と比べまして 0.8% の減といたしました。

業務の予定量は、入院の年間患者数を 3 万 3,580 人、一日平均患者数は 92 人と見込んでおります。また外来の年間患者数を 9 万 4,184 人で、一日平均患者数を 386 人と予定しております。

主な建設改良事業といたしましては、医療器械等の購入を予定しております。

病院事業収入の予算額につきましては 36 億 5,379 万 1,000 円で、前年度に比べ 7.2% の増となりました。病院事業支出の予算額は 37 億 7,872 万 6,000 円で、前年度に比べ 1.5% の減を計上いたしました。

また、資本的収入の予算額は 4 億 1,403 万 4,000 円で、前年度に比べ 4.8% の増となりました。資本的支出の予算額は 4 億 5,704 万 3,000 円で、前年度に比べ 5.5% の増を計上いたしました。資本的収支の不

足額につきましては、建設改良積立金で補填させていただこうとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち議案第 25 号につきましては、質疑を省略した上、17 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第 25 号につきましては 17 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、福永桂子さん、菅沼 淳君、土屋和幸君、高柳達弥君、楠 浩幸君、佐原佳美さん、渡辺 貢君、吉田建二君、加藤弘己君、竹内祐子さん、荻野利明君、豊田一仁君、島田正次君、馬場 衛君、牧野考二君、中村博行君、神谷里枝さんの 17 名を指名いたします。

○議長（二橋益良） ここで予算特別委員会の正副委員長を互選していただくため、暫時休憩といたします。なお、再開は 3 時 15 分といたします。

午後 2 時 55 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

委員長に島田正次君、副委員長に馬場 衛君。以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 施政方針に係る質問は3月6日から8日の本会議で行いますので、質問のある方は2月27日正午までに通告してください。

議案第25号を除く議案に対する質疑は3月3日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は2月28日正午までに通告してください。

また、議案第25号の質疑につきましては3月1日午後3時までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時16分 散会

---